

議案第 70 号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和 6 年 12 月 4 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行により「懲役」及び「禁固刑」が「拘禁刑」として単一化されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものです。

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(非常勤消防団員退職報償金条例の一部改正)

第1条 非常勤消防団員退職報償金条例(昭和39年条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2) から(5)まで (略)	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁こ</u> 以上の刑に処せられた者 (2) から(5)まで (略)

(消防団設置等条例の一部改正)

第2条 消防団設置等条例(昭和55年条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠格事項)	(欠格事項)

第5条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行の終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)・(3) (略)

第5条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行の終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)・(3) (略)

(下水道条例の一部改正)

第3条 下水道条例（平成2年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の基準)</p> <p>第7条の2 指定工事店は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>アからエまで (略)</p> <p>オ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>カ (略)</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第7条の2 指定工事店は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>アからエまで (略)</p> <p>オ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>カ (略)</p>

(個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第30条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を計る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>附 則 (個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第30条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を計る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7・8 (略)</p>

(熊取町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第5条 熊取町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。